

医薬発第147号  
平成13年2月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長

「薬事法の規定に基づき、成分の名称を記載しなければならない医薬部外品及び化粧品の成分を指定する件」の一部改正及び「薬事法第59条第6号及び第61条第4号の規定に基づき成分の名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品及び化粧品の成分」の一部改正について

平成13年2月28日厚生労働省告示第58号及び同日厚生労働省告示第59号をもって、それぞれ「昭和55年9月厚生省告示第167号（薬事法の規定に基づき、成分の名称を記載しなければならない医薬部外品及び化粧品の成分を指定する件）」及び「薬事法第59条第6号及び第61条第4号の規定に基づき成分の名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分（平成12年9月厚生省告示第332号。以下、「新告示」という。）」の一部が改正されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底を図られたい。

なお、公布の日（平成13年2月28日）から適用される改正後の昭和55年9月厚生省告示第167号は平成13年3月31日をもって廃止され、平成13年4月1日からは新告示が適用されるものである。

記

今回の改正は、新医薬部外品成分であるトランスフルトリンを含有する品目の承認に当たり、薬事法の規定に基づき、当該成分について、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分とするものであること。